

中原区区民会議課題調査部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第7条に基づき設置する中原区区民会議課題調査部会（以下「課題調査部会」という。）について、条例、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）及び中原区区民会議要綱（平成18年4月1日18川中総第195号区長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 課題調査部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区民会議における意見の整理に関すること。
- (2) 課題についての検証・調査に関すること。
- (3) 課題解決に向けた取り組みの検討に関すること。

(組織)

第3条 課題調査部会は、区民会議で指名された委員によって構成する。

(正副部会長)

第4条 課題調査部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、課題調査部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 課題調査部会員の任期は、課題調査部会において審議課題の調査・検討を行い、区民会議への報告が終了するまでとする。ただし、中原区区民会議委員の任期中の再任は妨げない。

(会議)

第6条 課題調査部会は、部会長が招集し、部会長はその会議の議長となる。

2 課題調査部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 課題調査部会は審議課題の調査・検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、専門的な知識及び豊富な経験等に基づく意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 課題調査部会の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、課題調査部会の運営に必要な事項は、部会長が課題調査部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。